

地下水を使用する場合の汚水量の認定基準

1. 一般家庭の場合

ア：地下水のみ利用の場合 = 下表のとおり。

イ：水道・地下水併用の場合 = アの算定の2分の1を認定し、上水道水量に加算する。

世帯人員	認定汚水量	
	1カ月あたり	2カ月あたり
1人	6 m ³	12 m ³
2人	12 m ³	24 m ³
3人	17 m ³	34 m ³
4人	22 m ³	44 m ³
5人	26 m ³	52 m ³
6人	30 m ³	60 m ³
7人	33 m ³	66 m ³
8人	36 m ³	72 m ³
9人	39 m ³	78 m ³
10人	42 m ³	84 m ³
11人～	11人目から、 1人あたり2 m ³ を 42 m ³ に加算	11人目から、 1人あたり4 m ³ を 84 m ³ に加算

2. 事業所の場合

原則として施設メーターの設置による実測認定とし、使用者は水道検針月ごとに使用水量を申告する。